

参考資料 (語句説明)

参考資料（語句説明）

■あ行

アクセス（性／道路）

目的地への連絡のための交通の便や手段のこと。

本来の意味は「接近、出入り」を指す。ここでは、「～性」、「～道路」などとして引用。

入浜式塩田

江戸時代から行われた塩づくりの方法。

満潮時の水面よりも標高の低い塩田に水を流した後に塩田を乾かし、塩分をおびた砂を集める。その後、さらに海水をかけて、かん水とよばれる濃度の濃い塩水をつくり、それを煮詰めて、効率よく塩をつくる。

NPO

民間非営利法人組織の略（Non-Profit Organization）。利益を上げることが目的としない、公益的活動を行う民間団体。

屋外広告物

屋外で常時または一定の期間継続して公衆に表示されるもの。例として立て看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板などがあげられる。（→屋外広告物法第2条）

オープンスペース

公園・広場・河川・湖沼・山林・農地など、建物によって覆われていない土地の総称。公開空地。

■か行

開発許可（制度）

計画的な市街化を図るため、無秩序な市街化を防止し、都市計画区域内での開発行為などについて、都市としての住環境水準を確保するため、一定の基準を設けた許可制度のこと。

合併処理浄化槽

各家庭に取り付ける污水处理装置のことで、生活排水を浄化して近隣の河川などに放流する。

かわまちづくり

人々が親しみ誇れる都市に再生するため、川や水辺の持つ多様な機能（景観形成、人々が集い楽しむ空間、身近な自然、地域の個性・魅力の発揮等）を発揮させることが重要であるため、河川空間のハード・ソフトにわたる構造改革を展開するもの。

緩衝緑地

工業地域と住居地域を分離するために設置した緑地帯。その豊かな緑により、空気をきれいにしたり、騒音をやわらげるといった効果のほか、産業災害から地域の人々の安全を守り、緊急時の避難地となる。

基盤整備

道路、公園、水路などの都市の骨格となる公共施設の整備。

急傾斜地崩壊危険箇所

傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で、被害想定区域に人家が 1 戸以上(人家がなくても、官公署・学校・病院及び社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設・駅・旅館・発電所等の

公共施設のある場合を含む)に被害を生じる恐れがある箇所のこと。

狭隘（きょうあい）道路

主に幅員4m未満の道路。

区域区分

都市計画の基本的な制度として、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分するいわゆる「線引き制度」のこと。

グローバル化

地球規模、世界規模に広がること。

景観

人を取り巻く環境を人の心理から捕らえた全体的な眺めのこと。

景観形成重要建造物等

兵庫県の「景観の形成等に関する条例」（景観条例）に基づく指定制度の一つで、地域の景観形成に重要な役割を果たしている建造物および樹木が指定の対象となる。

景観形成地区

兵庫県の「景観の形成等に関する条例」（景観条例）に基づく指定制度の一つで、指定の対象となる兵庫県下の優れた景観の保全および維持または創造をその目的とする。

指定の対象は「歴史的景観形成地区」、「住宅街等景観形成地区」、「まちなか景観形成地区」、「沿道景観形成地区」に種別され、また個々の地区に応じた景観形成基準（景観ガイドライン）が定められている。

建築協定

市街地の環境や利便性を維持・増進するため、区域内の所有者など全員の同意により定める協定。建築物の敷地、用途、形態について定めることができる。

公共下水道（～事業）

家庭や工場などからの下水を直接に受け入れる下水道で、原則として市町村が行う事業。このうち下水処理場があるものを「単独公共下水道」といい、下水処理場がなく、下水道管の下流（流末）を、都道府県が行う「流域下水道」につなぐものを「流域関連公共下水道」という。（国土交通省所管）

洪水ハザードマップ

市町村が主体となって、避難するために必要な浸水情報、避難情報などの各種情報を分かりやすく作成した図面。

高度地区

建築物の高さの最高限度または最低限度が定められている地区のこと。

用途地域を補うために設けられた補助的地域地区のひとつ。（都市計画法第8条）

合流式下水道

汚水と雨水を同一の管路で下水処理場まで排除する下水道のこと。（⇔分流式下水道）

国土利用計画

国土利用計画法に基づいて策定される、国土の利用に関して最も基本になる計画。全国計画、都道府県計画、市町村計画があり、市町村計画は市町村が都道府県計画を基本として、住民意向を反映させたうえで、市町村議会の議決を経て定めることができる。

コミュニティ

地域社会、共同生活体ともいい、生活の場で、住民の自主性と責任に基づいて、多様化する各種の住民要求と創意を実現する集団。

コミュニティバス

地域コミュニティや地方自治体が、住民の移動手段を確保するために運行するバス。

■さ行**市街化区域**

既に市街化を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。（→都市計画法第 7 条）

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域。（→都市計画法第 7 条）

市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物や建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う事業。

指定管理者制度

今まで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社などの営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度である。

社会実験

新たな施策を本格的に導入する前に、場所や期間を限定して地域の方々とともに試行する取り組み。社会実験の実施により、新たな施策の課題や効果などを、本格導入の前に把握することができる。

住環境整備

住宅が密集し、不良住宅の密度も高く、公共施設が不足しているなど、住環境を改善する必要がある地区について、地方公共団体などが事業主体となって住宅事情の改善と住環境の整備をあわせて行う事業。土地区画整理や再開発のような全面的整備ではなく、不良住宅の改修、建て替えにあわせて公共施設の整備を行う部分的な修復型の事業である。

住工混在

住宅と工場が虫食いの的に隣接して立地している状態。騒音や振動、大気汚染などの住環境上の問題や工場への大型車両の流出入などによる交通上の問題なども懸念される。

集落営農

集落を単位として、生産行程の全部又は一部について共同で取り組む組織。

準防火地域

「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」として、また、建築基準法および同法施行令において具体的な規制が定められた地域。

人口集中地区

国勢調査区を基礎単位として、人口密度の高い地区（4,000 人／km² 以上）の区域が隣接し、さらにそれらの区域の人口が 5,000 人以上となる地区。

人口フレーム

計画策定の基礎となる人口の大まかな数値。

親水空間

河川、海岸、池、湖沼などの水辺で水と意図的に親しむ空間。水にふれたり、水中に入ったり、眺めたりすることが容易な水辺空間。

ストック

物を蓄えること。また、蓄えた物。在庫品。ここでは、既に整備された道路や公園、公益施設などを指す。

スプロール

都市が無秩序に拡大していくこと。

生活道路

地域に生活する人が、住宅などから主要な道路に出るまでに利用する道のこと。

石油コンビナート等特別防災区域

一定量以上の石油又は高圧ガスを大量に集積している地域について、石油コンビナート等災害防止法に基づき、指定される。

災害発生、災害の拡大防止等のために行う様々な対策を促し、災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。

総合計画

地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画であり、地方自治法第 2 条第 4 項に規定されている。その構成は、まちづくりのビジョン（目指すべき将来都市像）を示す基本構想、基本構想で示された都市像を実現するための施策を定める基本計画、基本計画で方向付けられた施策を具体的な事業として実現する実施計画の三つから成る。

ゾーン

zone。地帯。区域。範囲。

■た行

第一次産業

自然界に働きかけて直接に富を取得する産業。

第二次産業

第一次産業が採取・生産した原材料を加工して富を作り出す産業

第三次産業

第一次産業にも第二次産業にも分類されない産業。

耐震改修促進計画

耐震化に関する施策を地域の実情に応じて計画的に推進することを目的とした、建築物の耐震診断及び改修の促進を図るための計画。

地域地区

都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、土地の合理的な利用を図るもの。「用途地域」、「特別用途地区」など。

地域防災計画

災害対策基本法に基づき、各地方自治体（都道府県や市町村）の長が、それぞれの防災会議に

諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。

地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象である。

地区計画

良好な環境の形成または保持のため、合理的な土地利用を行うことを目的に、都市計画で定める制度。建築物の用途、敷地規模、建ぺい率・容積率、高さなどを定めることができる。

低炭素社会

二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。

低未利用地

市街化区域において、良好な市街地形成の観点からみて、十分に利用されていない野外駐車場や資材置き場等の空地（低利用地）及び工場跡地などの機能停止地（未利用地）のこと。

東播都市計画区域

明石市、加古川市、高砂市、播磨町、稲美町、西脇市の一部、三木市の一部、小野市の一部、加西市の一部、加東市の一部で構成される都市計画区域。

都市基盤（施設）

一般的に道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設のこと。

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念としている。[→都市計画法第4条]

都市計画運用指針

都市計画制度全般にわたっての考え方を国が参考として広く一般に示すもの。

都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

平成12年の都市計画法の改正により創設された、都道府県が各都市計画区域ごとに定める都市計画のマスタープランのこと。

都市計画道路

都市計画法に定められた都市施設の一つであり、都市計画によって指定される道路。

都市計画マスタープラン

平成4年の都市計画法の改正により市町村に義務づけられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。「都市マス」と略することもある。

都市公園

都市公園法に基づいて地方公共団体などが設置する公園や緑地。街区公園、近隣公園、地区公園など地域ごとに配置するものや、都市住民全般に供用する総合公園や運動公園、自然的

環境の保全・改善などを図る都市緑地など、様々な種類がある。

都市的土地利用

良好な市街地形成の観点からみて、土地が有効に活用されていること。自然的土地利用に対する言葉。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、土地の交換分合（換地）により道路、公園などの公共施設の整備とともに、土地の区画形質を変更する事業。

土石流危険渓流

土石流が発生する危険性があり、人家または学校などの公共施設に被害をもたらす可能性がある渓流。

土地利用の純化

工業系土地利用と住居系土地利用が混在している地域において、土地利用の転換が見込まれる地域は、地権者等を主体に、将来の土地利用のあり方について検討する仕組みやルールづくりを進め、良好な操業環境と快適な住環境の創出に向け土地利用の純化を図る。

■な行

2級河川

公共の利害に重要な関係があるものに係る知事が指定した河川。[→河川法第5条]

ニーズ

必要。要求。要望。

ネットワーク

物や人、道路などをつなぐの意。

■は行

パブリックコメント

公的な機関が規則、命令、計画などの類のものを制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）に、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続をいう。公的な機関が影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものである。

パブリックスペース

個人に属さない公（おおやけ）の空間。

必ずしも公的に整備された空間でなくとも、一般に開放されている公共性の高い空間も含まれる。

バリアフリー（化）

障がい者や高齢者などの日常生活や社会生活における、物理的、心理的、情報に係わる障害（バリア）を取り除いていくこと。

播磨臨海地域道路

姫路から明石を東西に結ぶ全長約 50km に及ぶ道路で、1 日の通行量が 30 万台を超える国道 2 号バイパスの渋滞解消の切り札として、整備が必要と考えている道路。

東播磨港

播磨灘北東部に位置し、明石市、播磨町、加古川市、高砂市の地先水面、東西約 14km を港湾区域とする重要港湾。

風致地区

都市の中の風致を維持するために、樹林地や丘陵地、水辺地などの良好な自然環境を保持している区域や史跡、神社仏閣などがある区域、良好な住環境を維持している区域などに、都市計画法により都市計画で定められた地区。

普通河川

一級河川、二級河川、準用河川のいずれでもない河川（法定外河川）のことで、河川法の適用・準用を受けていない。市町村が管理している法定外公共物である。

保安林

水源のかん養、土砂の崩落その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林のこと。

ポケットパーク

道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに、ベンチを置くなどして作った小さな公園。

保水（遊水）機能

保水機能は、防災調整池などにより流域内において雨水を一時的に浸透・貯留する機能のこと。遊水機能は、河川沿いの田畑等において雨水または河川の水が流入して一時的に貯留する機能のこと。

■ま行**密集市街地**

一般的には敷地、道路が狭く、老朽木造建物が高密度に建ち並んでおり、地震時に大きな被害が想定される危険な市街地。

緑の基本計画

緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の通称。[→都市緑地法第 4 条]

面的整備（事業）

市街地整備のうち、道路、鉄道、下水道などの線的な整備に対し、ある地区全体を面的に整備すること。

モータリゼーション

自動車時代、自動車化、車社会などを指す。

■や行**ユニバーサルデザイン**

障がい者専用の場所や道具が、障がいのある人とない人の自然な交流を阻害する要因となっていることから、まちづくりや商品のデザインなどに関し、可能な限りすべての人が同じようにその場所や道具を使えるように配慮していくべきという考え方のこと。

用途地域

都市計画法に基づき、都市地域の土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、都市機能

の向上を目的として、建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度。

■ら行

緑地

都市公園などに該当する造営物たる緑地だけでなく、社寺境内などの空地の多い施設、農耕地、山林、河川、水面などのオープンスペースを含む広義の緑地。

緑地協定

市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者などの全員の合意により、現在ある緑の保全や新たな緑化の推進を図ることを目的とする協定。

臨港地区

港湾を管理運営するために定められる地区。[→都市計画法第8条]

■わ行

ワークショップ

まちづくりにおいて、地域にかかわるさまざまな立場の人々が自ら参加して、地域社会の課題を解決するための改善計画を立てたり、進めていく共同作業とその総称として近年用いられている。

参加者が自発的に作業や発言をおこなえる環境が整った場において、一般的にファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に、参加者全員が体験するものとして運営される